

大鷲町で事業を行っているみなさんへ 償却資産の申告をしていますか？

提出期限は令和8年2月2日(月)です。

償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象のひとつです。

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産のことを償却資産といいます。(裏面Q1参照) 債却資産には、次のようなものがあります。

農業・林業  刈取り機、乾燥機、田植え機、耕運機、農業用設備など	建設業  大型特殊自動車、ポンプ、ブルドーザー、パワーショベル、各種工具など	飲食業  テーブル、厨房設備(キッチン等)、テレビ、エアコン、冷蔵庫、看板など
小売業  陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、看板など	ガソリンスタンド  ガソリン計量機、洗車機、リフト、看板、地下タンク、消火器など	太陽光発電設備  太陽光パネル、架台、送電設備、フェンスなど
理容業・美容業  理美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、タオル蒸器、内装工事など	<課税対象にならない償却資産> <ul style="list-style-type: none">耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満の減価償却資産で、所得の計算上必要経費に算入されるもの取得価格が20万円未満で、一括して3年間で減価償却を行うことを選択したもの自動車税や軽自動車税が課税されているもの	

確定申告の際に経費として計上している
資産は、償却資産の申告対象となります！！
申告の期限等は裏面をご覧ください。



償却資産に関するQ & A

Q1：事業の用に供するとはどのようなことですか？

A1：「事業の用に供する」とは、その事業のために使用することをいいます。また、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。農業も「事業」に含まれます。

Q2：①税務署に申告する減価償却資産と、②固定資産税の償却資産はどう違うのですか。

A2：①税務署に申告する「減価償却資産」は、その減価償却費が所得の計算上、必要経費となります。②固定資産税の「償却資産」は、土地・家屋以外の事業用資産で、固定資産の課税の対象となります。

Q3：固定資産税（償却資産）がかからない場合があるようですが、どのような場合ですか。

A3：償却資産の「課税標準額(※)」の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。ただし、その場合でも償却資産の申告は必要です。
※ 課税標準額は評価額や特例率等により算出します。

提出期限：令和8年2月2日（月）

提出書類：①償却資産申告書 ②種類別明細書

提出先：大鰐町役場税務課 資産税係

※提出書類については税務課窓口にて配布いたします。なお、お電話いただければ郵送もいたします。前年度償却資産の申告をされた事業者の方には例年どおり送付いたします。

【お問合せ先及び提出先】

大鰐町役場 税務課 資産税係

TEL：0172-55-6562（税務課直通）

〒038-0211 大鰐町大字大鰐字羽黒館字5-3